告示

○金融庁総務省告示第１号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第１号の規定に基づき、平成十九年金融庁総務省告示第１号（郵政民営化法第百八条第１号の規定に基づく１般の金融機関でない市町村の区域を定める件）の１部を次のように改正し、平成二十九年十１月二十二日から施行する。

平成二十九年十１月十五日

金融庁長官　森　信親
総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［１　略］ 二　茨城県稲敷郡河内町の区域 三～十三　［略］	［１　同上］ ［新設］ 二～十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○外務省告示第三百七十九号

キリバス共和国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十１月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十１年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成二十九年十月二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年１月二日にキリバス共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年十１月二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十九年十１月十五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百八十号

ナイジェリア連邦共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の批准書を平成二十九年十月二十日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年１月二日にナイジェリア連邦共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年十１月二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十九年十１月十五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百八十１号

ナイジェリア連邦共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコーズに関する世界知的所有権機関条約」の批准書を平成二十九年十月四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年１月四日にナイジェリア連邦共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年十月四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十九年十１月十五日

外務大臣　河野　太郎

○国土交通省告示第千１十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年十１月十五日

国土交通大臣　石井　啓１

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世冨慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県名護市字世冨慶前平原、字世冨慶前袋原、字数久田九年迫原、字数久田福地原、字数久田轟木原、字数久田前平原及び字数久田平良石原地内

２　使用の部分　沖縄県名護市字世冨慶前平原、字世冨慶前袋原、字数久田佐安原、字数久田九年迫原、字数久田福地原、字数久田轟木原、字数久田前平原、字数久田与那崎原及び字数久田平良石原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県名護市字伊差川喜知留原地内の伊差川インターチェンジから同市字数久田平良石原地内の数久田南交差点（仮称）までの延長6.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道58号改築工事（名護東道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

一般国道58号（以下「本路線」という。）は、鹿児島市を起点とし、西之表市、奄美市、名護市、宜野湾市、浦添市等を経由して那覇市に至る延長274.9kmの路線であり、本件事業は、名護市字伊差川喜知留原を起点とし、同市字数久田平良石原に至る延長約８kmの自動車専用道路として計画された名護東道路の一区間である。

沖縄県内における本路線は、沖縄本島中南部の人口集中地域と北部の観光・リゾート地域及び農山村地域を結ぶ主要幹線道路であり、沿線地域の経済、観光及び生活を支える道路として重要な役割を担っている。

本路線が通過する名護市は、沖縄本島北部における主要都市であり、その周辺には国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や世界遺産（文化遺産）及び国の史跡に指定されている今帰仁城跡をはじめ多くの観光資源が存することから、国内外を問わず年間を通じて多くの観光客が訪れている。また、沖縄本島北部は農業が盛んな地域でもあり、キク、アセロラ、パインアップル等の農産品は、本路線等を介して那覇空港から全国へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、観光等による通過交通に広く利用されるとともに、名護市の既成市街地を通過し、沿線には商業施設等が集中していることなどから、観光等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

平成29年８月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、平日では、白銀橋（東）交差点（宮里方面側）において最大渋滞長150m、最大通過時間約３分、休日では、城一丁目交差点（世冨慶方面側）において最大渋滞長320m、最大通過時間約７分が確認されている。